

1. 選挙区選挙と比例代表選挙の意義にかかわる問題点

参議院議員選挙制度は、制度創設当初から、衆議院とは異なり、政治的なまとまりとしての地域・職域を代表する選挙制度として位置づけられ、その合理性については最高裁も是認してきたところである。このような地域を代表する選挙区選挙と全国の組織、職域、運動体を代表する比例代表選挙という制度の基本は、今日においても意義を有しており、根本的な変更を行う理由は全く見当たらない。

2. 較差是正のみに価値をおく制度改正の問題点

ブロック制度は、参議院議員選挙制度の根幹にかかわる変更を、較差の是正にのみ全ての価値をおいて行おうとするものであるが、最高裁の指摘にある通り、投票価値の平等だけが選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準ではない。参議院においては、選挙制度の創設当初から今日に至るまで、衆議院に対する参議院の独自性を追求する努力がなされてきており、そのことは最高裁も正当であると認めている。最大較差を1に近づけることのみを最優先にする改革は、このような参議院における長年の努力を水泡に帰するものである。

3. 必然性、合理性を欠く地域を選挙区とすることの問題点

道州制が制度化されていない現時点において、ブロック制度案に示されている選挙区の線引きは、極めて便宜的、機械的なものであり、必然性、合理性に乏しい。従って、このようなブロックから参議院議員を選出することになれば、選出される議員は、何を代表するのか極めて曖昧になり、自らのアイデンティティーが持てないことになる。

なお、諸外国における上院議員選挙制度においては、選挙区の区域として、州または県がそのまま用いられるケースがほとんどであり、新たに地理的単位が設けられた例は極めて少ない。

4. 都市中心の論理に基づく制度改正の問題点

そもそも較差是正の論理自体に都市中心の論理が内包されるものであるが、問題は、その都市中心の論理を選挙制度において、どの程度貫徹させるのかである。この点については、最高裁が衆議院議員選挙に関する判決（平成19年6月13日）の中で、「人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域の過疎化の現象等にどのような配慮をし、選挙区割りや議員定数の配分にこれらをどのように反映させるか」について、国会が考慮することができると指摘している。

ブロック制度の導入は、票の効率的獲得の視点から、都市を中心に政治活動を行い、都市の意見を代表する議員の輩出をもたらし、結果として、地方の意見が軽視されることになることが強く懸念される。

5. 広い地域を選挙区とすることの問題点

ブロックという都道府県より広い地域を選挙区とすることは、有権者から見れば、参議院議員が遠い存在となり、日常の政治活動において有権者の声を吸い上げることが困難となり、参議院議員が有権者から遊離するおそれがある。また、選挙の際には、多くの候補者が立候補することにより、ポスターや候補者の氏名の掲示が多く、顔の見えない選挙となりかねない。さらに、広域の選挙区の導入による活動領域の拡大に伴い、多額の金のかかる選挙になることは避けられない。

6. 政権の安定性にかかわる問題点

全てがブロック制度となった場合、小さな政党が連立内閣に参加するか否かなどをめぐって政権の帰趨を制することとなり、不安定な政権の状態が常態化しかねない。